平成２１年（フ）第４１９号
群馬県伊勢崎市羽黒町31番地　市営住宅2759
債務者　谷口　将之
1　決定年月日時　平成21年８月５日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年９月29日まで
前橋地方裁判所

平成２１年（フ）第４２１号
群馬県伊勢崎市山王町1074番地２　県営住宅39
債務者　高橋美由紀
1　決定年月日時　平成21年８月５日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年９月29日まで
前橋地方裁判所

平成２１年（フ）第５９８号
千葉県浦安市明海４丁目２番５―203号　望海の街
債務者　前田　保衛
1　決定年月日時　平成21年７月31日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年９月29日まで
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

平成２１年（フ）第５９９号
千葉県浦安市明海４丁目２番５―203号　望海の街
債務者　前田とも子
1　決定年月日時　平成21年７月31日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年９月29日まで
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

平成２１年（フ）第６７８号
千葉市美浜区幸町２丁目18番４棟403号
債務者　森川　文夫
1　決定年月日時　平成21年７月31日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年９月29日まで
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

平成２１年（フ）第４６３号
神奈川県厚木市三田776番地２
債務者　高瀬　英明
1　決定年月日時　平成21年８月４日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年９月29日まで
横浜地方裁判所小田原支部民事部

平成２１年（フ）第５０８号
神奈川県厚木市下荻野1422番地１
債務者　中野　陽子（旧姓麻生）
1　決定年月日時　平成21年８月４日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年９月29日まで
横浜地方裁判所小田原支部民事部

平成２１年（フ）第２７５号
愛知県一宮市光明寺字本郷屋敷78番地
債務者　笹岡　幸恵
1　決定年月日時　平成21年８月４日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年９月29日まで
名古屋地方裁判所一宮支部

平成２１年（フ）第２９４号
愛知県江南市高屋町中屋舗56番地
債務者　山田　英雄
1　決定年月日時　平成21年８月４日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年９月29日まで
名古屋地方裁判所一宮支部

平成２１年（フ）第９７０号
京都市西京区桂池尻町41―15、住民票上の住所京都市西京区桂徳大寺北町77番地
債務者　猪花三友紀
1　決定年月日時　平成21年８月４日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年９月29日まで
京都地方裁判所第５民事部破産係

平成２１年（フ）第１１０８号
京都府八幡市八幡備前２番地の２　マンション備前Ｂ棟202号
債務者　木下　政明（旧姓吉松）
1　決定年月日時　平成21年８月４日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年９月29日まで
京都地方裁判所第５民事部破産係

平成２１年（フ）第１１８１号
京都市南区東九条河西町36番地　ＴＩＭＵＲ九条210号
債務者　杉田　祐子
1　決定年月日時　平成21年８月４日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年９月29日まで
京都地方裁判所第５民事部破産係

平成２１年（フ）第１２３０号
京都府宇治市神明宮北48番地の１　神明台ハイツ301号
債務者　舟川　満男
1　決定年月日時　平成21年８月４日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年９月29日まで
京都地方裁判所第５民事部破産係

平成２１年（フ）第１３４５号
京都市南区吉祥院定成町30番地　ピュールシャトー101号
債務者　中井　大輔
1　決定年月日時　平成21年８月４日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年９月29日まで
京都地方裁判所第５民事部破産係

平成２１年（フ）第１３９１号
京都府宇治市木幡西浦12番地
債務者　髙橋　雅子
1　決定年月日時　平成21年８月４日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年９月29日まで
京都地方裁判所第５民事部破産係

平成２１年（フ）第１３７号
福島県会津若松市旭町１番30号、前住所福島県会津若松市旭町１番31号
債務者　北畠　雄也
1　決定年月日時　平成21年８月５日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年９月30日まで
福島地方裁判所会津若松支部破産係

平成２１年（フ）第２５３９号
大阪府八尾市長池町３丁目72番地の７
債務者　インテリアウエニシこと　上西　剛行
1　決定年月日時　平成21年８月４日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年９月30日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２１年（フ）第３０９５号
大阪市北区長柄東３丁目２番３―905号
債務者　児玉　真樹
1　決定年月日時　平成21年８月４日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年９月30日まで
大阪地方裁判所第６民事部